# 政令

中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十八年三月十一日

内閣総理大臣　安倍　晋三

**政令第六十号**

中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第六十一号）附則第一条の規定に基づき、この政令を制定する。

中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律等の一部を改正する法律の施行期日は、平成二十八年四月一日とする。

法務大臣　岩城　光英
経済産業大臣　林　幹雄
内閣総理大臣　安倍　晋三

---

小規模企業共済法施行令及び独立行政法人中小企業基盤整備機構法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十八年三月十一日

内閣総理大臣　安倍　晋三

**政令第六十一号**

小規模企業共済法施行令及び独立行政法人中小企業基盤整備機構法施行令の一部を改正する政令

内閣は、小規模企業共済法（昭和四十年法律第百二号）第九条の三第五項及び独立行政法人中小企業基盤整備機構法（平成十四年法律第百四十七号）第十五条第二項第九号ロの規定に基づき、この政令を制定する。

（小規模企業共済法施行令の一部改正）

**第一条**　小規模企業共済法施行令（昭和四十年政令第百八十五号）の一部を次のように改正する。

第三条第一号中「千分の二十六・三」を「千分の十七・五」に改め、同条第二号中「千分の十八」を「千分の十二」に改める。

（独立行政法人中小企業基盤整備機構法施行令の一部改正）

**第二条**　独立行政法人中小企業基盤整備機構法施行令（平成十六年政令第百八十二号）の一部を次のように改正する。

第二十二条を第二十三条とし、第十九条から第二十一条までを一条ずつ繰り下げる。

第十八条第一項第二号中「第十一条第三項第一号」を「第十二条第三項第一号」に改め、同条を第十九条とし、第十七条を第十八条とする。

第十六条第二項第三号中「第十一条第三項第一号」を「第十二条第三項第一号」に改め、同条を第十七条とする。

第十五条第二項中「第十一条第三項第一号」を「第十二条第三項第一号」に改め、同条を第十六条とし、第十四条を第十五条とし、第九条から第十三条までを一条ずつ繰り下げる。

第八条中「第五条第一項及び第六条」を「第六条第一項及び第七条」に改め、同条を第九条とし、第七条を第八条とし、第六条を第七条とする。

第五条第一項中「第七条」を「第八条」に改め、同条を第六条とし、第四条を第五条とする。

第三条中「第八条」を「第九条」に、「通則法第四十四条第一項」を「同項」に改め、同条を第四条とし、第二条を第三条とし、第一条の次に次の一条を加える。

（貸付けの対象となる中小企業団体）

**第二条**　法第十五条第二項第九号ロの政令で定めるものは、次のとおりとする。

一　企業組合

二　協業組合

三　農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）第七十二条の十第一項第二号の事業を行う農事組合法人

附則第二条第二項中「第七条第一項第二号」を「第八条第一項第二号」に改める。

**附　則**

（施行期日）

1　この政令は、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第六十一号）の施行の日（平成二十八年四月一日）から施行する。

（共済金に関する経過措置）

2　第一条の規定による改正後の小規模企業共済法施行令第三条第一号の規定は、小規模企業共済法第九条の三第一項の規定によりこの政令の施行の日以後に共済契約者が行う請求により支給する共済金について適用し、同日前に行った当該請求により支給する共済金については、なお従前の例による。

経済産業大臣　林　幹雄
内閣総理大臣　安倍　晋三

---

平成二十七年六月二日から七月二十六日までの間の豪雨及び暴風雨による災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令及び平成二十七年九月七日から同月十一日までの間の暴風雨及び豪雨による災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十八年三月十一日

内閣総理大臣　安倍　晋三

**政令第六十二号**

平成二十七年六月二日から七月二十六日までの間の豪雨及び暴風雨による災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令及び平成二十七年九月七日から同月十一日までの間の暴風雨及び豪雨による災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第百五十号）第二条第二項、第三条第一項、第四条第一項及び第二十四条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

（平成二十七年六月二日から七月二十六日までの間の豪雨及び暴風雨による災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令の一部改正）

**第一条**　平成二十七年六月二日から七月二十六日までの間の豪雨及び暴風雨による災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（平成二十七年政令第三百六号）の一部を次のように改正する。

第一条の表中「熊本県天草郡苓北町」を「奈良県吉野郡黒滝村、高知県安芸郡安田町及び馬路村、熊本県天草郡苓北町、宮崎県東臼杵郡椎葉村並びに鹿児島県鹿児島郡十島村及び大島郡宇検村」に改める。